

令和3年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 議事要旨

日時：令和4年1月27日（木）13時30分から14時30分まで

出席者：荒木委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、菊地委員、小堀委員、

佐藤委員、志村委員、杉山委員、鈴木委員、砂岡委員、曾我委員、

高橋委員、長尾委員、中原委員、堀江委員、松本委員、宮澤委員、

宮田委員、山田委員、吉田委員（五十音順）

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 区における障がい者差別に係る相談状況（令和3年度上半期分）

障害福祉課長が資料1及び資料2に基づき説明

（松本委員）資料1整理番号2及び3のように、都度対応を行っていくことは各

部署での理解が広まり大変有意義である。

マスク着用が難しい方がいることも広く周知し、対応が難しいケースは、

個別に考えていくことが必要であると思う。

どういところで困っているのか、どういうことが必要なのか、区民や都民に

広報していただきたい。

ほりえ いいん しりょう せいり ばんごう そうだんしゃ けいたい
(堀江委員) 資料 1 整理番号 3 について、相談者はヘルプマークを携帯していた

とあるが、マスク 着用ができない意思表示のマークはつけていたのか。

また、対応した職員はフェイスシールド等の提案はしたのか。このような対

応が出来れば問題も大きくならなかったのではないか。

しょうがいふくし かちょう かん とう ちゃくよう い し ひょう じ
(障害福祉課長) 缶バッジ等のマスク着用ができない意思表示のマークはつけ

ていなかったケースである。今後は先を読んだ対応をするよう、当該職員へ指導

を行ったという報告を受けている。

ほりえ いいん さいしゅうてき そうだんしゃ と しょかん ようじ す
(堀江委員) 最終的に相談者は、図書館での用事を済ますことができたのか。

しょうがいふくし かちょう ようじ お はいりよ たいおう たい
(障害福祉課長) 用事は終えたが、配慮のない対応をされたことに対し、メール

をいただいた事例である。

ほりえ いいん ようじ お びこうらんとう けっか する ほう
(堀江委員) 用事を終えられたということであれば、備考欄等に結果まで記した方

がよいのではないか。

しょうがいふくし かちょう じかい ついせき ぶぶんふく きさい おこな
(障害福祉課長) 次回からは追跡の部分含めて記載を行っていく。

しむらいいん とうじしゃ じぶん こんなん しゅうい つた やくわり けい
(志村委員) ヘルプカードは当事者が自分の困難さを周囲に伝える役割もある。携

帯していれば何でも配慮をしてもらえるのではないことを当事者の皆様にもご

理解いただければと考える。また、見ただけでは分からないことは、やはり伝え

ていく努力も大事なのではないかと考える。本協議会でもこのような啓発を

行っていきたい。

いしわたかいちょう か たいへん じ き しょう かた あたら ちから
(石渡会長) コロナ禍で大変な時期であるが、障がいがある方たちの新しい力

を発見する機会にもなったと思っている。マスク着用が難しい方に対して、様

ざま くふう しえんしゃ おこな はったつしょう かんかく かびん かた
々な工夫を支援者が行うことで、発達障がい^{はなし き}の感覚過敏の方がマスクをつけら
れるようになったという話も聞いている。

すなおか いいん く さくせい ちゃくよう い しひょうじ かん しょう
(砂岡委員) 区が作成したマスク着用ができない意思表示の缶バッジは、障が
い者団体、福祉施設、障がい者施設等を通じて配布を行ったのか。

また、缶バッジははねぴよんのイラストが入ったデザインであるが、一般的に
は、犬のマークがついたブルーのマークが普及しているため、一目見て分かるよ
うなマークに統一したほうがよいのではないか。

しょうがいふくし すいしんたんとう かちょう かん かず かぎ しせつぜんいん
(障害福祉サービス推進担当課長) 缶バッジは数に限りがあったため、施設全員
への配布は行っていない。一方で、缶バッジをつけることの是非も非常に難し
い判断であった。意思表示を希望されない方もいることを考慮し、限られた個数
を窓口で配布する形とした。

おおた く さいよう さいどさく
大田区ならではのマークということではねぴよんのマークを採用した。再度作
成するかは未定であるが、作成する場合はデザインについて検討する必要がある
と感じた。

すなおか いいん い しひょうじ きぼう かた ひろ しゅうち おこな ほう
(砂岡委員) 意思表示を希望されない方もいるが、もっと広く周知を行った方が
よいと思う。

(2) 区の相談事例と全国の報道事例及び区^くの取組みについて

しょうがいふくし かちょう しりょう もと せつめい
障害福祉課長が資料3に基づき説明

かわさき いん (川崎委員) しんりょうきよひ 診療拒否について、コロナ禍において、せいしん か びょういん ほんとう たいへん 精神科 病院では本当に大変
な思いをしたと院長 から 伺った。かんせんしゃ てんいんさき せいしん か い し はけん どう
病院側の不安を軽減する配慮を行わなければならない。これを機に今後のこと
を かんが えていけたらと思っっている。

し せつ 施設コンフリクトについて、きんりんじゆうみん し せつ しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう
近隣住民へ施設のことや 障害者差別解消法に
ついて説明をしても、り かい 理解がされず嘆かわしいと感じる。

わたし かつどう せいしんしょう かがた しゅうろう みせ ちいき かがた まね
私 子どもの活動として、精神障 がいのある方が 就 労している店に地域の方を招
き、かか かりあ なたか せいしんしょう り かい ひろ おこな
き、関わり合う中で精神障 がい理解を広めていくということを行っっている。

きんりん こうれい かがた ちか がっこう じどう わ き
近隣の高齢の方や近くの学校の児童が訪れ、和気あいあいとしている。ぜひこ
のような かつどう すす
活動を進めていただきたい。

いしわたかいちよう (石渡会長) よこはまし し せつ き せいしんしょう かがた
横浜市では施設コンフリクトを機に、精神障 がいのある方のグルー
プホームについて、ディーバイディー えい が さくせい り かい ひろ
D V D や映画を作成し理解を広めていた。

すずき いん (鈴木委員) おおた く ユーチューブ こうかい しゅわ あした ないよう
大田区のYouTubeにて公開されている手話ドラマ「明日へ。」は内容も
わ 分かりやすいため、しょうがい き かい
紹介する機会をつくっていきたい。ほんぎょう ぎ かいどう かつよう
本協議会等を活用し、
はっしん
発信をしていきたいと思う。

あら い じゅくふくし えん まつ いっかん おも きょう
新井宿福祉園のお祭りでは、まちのプロジェクトの一環として、思いやり 強
か げつかん おこな こま かん かがたう たす ひと たす
化月間を行っった。困りごとを感じている方等を助けられる人が助けていこうでは
ないかと。しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう ごうりてきはりよ ことば いっばん かがた
障害者差別解消法や合理的配慮という言葉は、一般の方からすると
な じ
馴染みがない。差別はいけないということではなく、おも いやり をも
持つていこうと
いう つか 伝え方の方がよいのではないか。このような かつどう こんご ねんかん とお
活動は今後、年間を通してやっ

ていこうと^{はなし}話をしているところである。

(^{しょう}障がい者^{しゃそうごう}総合サポートセンター^{じちょう}次長) ^{しゅわ}手話^{あした}ドラマ「明日へ。」は、^{げんざい}現在、^{さいせいかい}再生回

^{すう}数は3万回以上^{じょう}である。今後^{こんご}も^{しゅうち}周知^{すす}を進めていきたい。

「^{おも}思いやり^{きょう}強化^{かげつかん}月間」や^{ごうり}合理的^{てきはいりよ}配慮^{ことば}の言葉^{かん}に関する^{とりく}取組み^{とう}等、^{いっしょ}一緒^{いっしょ}になって

^とと^く組み^くんでいきたい。

(^{しむらいいん}志村委員) ^{じりつ}自立^{しえんきょう}支援^{ぎかい}協議会^{ぼうさい}の防災^{ぶかい}部会^{ぼうさい}において、^{ぼうさい}防災^{くんれんとう}訓練^{ちようかい}等で^{じちかい}町会・自治会^をを

^{まわ}回るとき、^{ちようかい}町会・自治会^{じちかい}の方々^{かたがた}は、^{たの}ま^あちのみんな^あ楽しく^あつながり^あ合^あって^あいくと

^{めざ}いうことを^{めざ}目指^{しょう}している。「障がい」として^{くく}括^{ひつよう}る必要^{ぎもん}があるのか^{かん}疑問^{かん}に^{かん}感じ^{かん}るところ^{かん}はある。

ヘルプカードは^{じぶん}自分^{しめ}を示^{おも}す^{さべつ}ツール^{かた}にな^{かた}れば^{かた}いい^{かた}と思^{かた}っている。差別^{かた}は^{かた}語り^{かた}づら

^{わだい}い話題^{ほうりつ}ではあるが、^く法律^くが^くでき^くたから^く区^くが^くやる^くべき^くという^くこと^くでは^くなく、^{ほんきょう}本協議^ぎ

^{かい}会委員^{いんとう}等^{しゅたい}が^{しゅたい}主体^{とりく}となり、^{はっしんとう}取組み^{おこな}の^{おこな}発信^{おこな}等^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}って^{おこな}いく^{おこな}必要^{おこな}がある。

^{ぼうさい}防災^{ぶかい}部会^{けんり}は^ご権利^{かんが}擁護^{ぼうさい}も^{ぼうさい}考^{ぼうさい}え^{ぼうさい}たく、^{ぶかい}防災^{めい}あんしん^う部会^{とう}と^{とう}銘^{とう}打ち^{いんちゆうしん}、^{いんちゆうしん}当事者^{いんちゆうしん}委員^{いんちゆうしん}中心^{いんちゆうしん}

^{さべつ}に、^{なに}差別^{とう}とは^{はな}何か^{ぼめん}等を^{かんが}話^{ほんきょう}せる^{ぎかい}場面^{ほんきょう}をつ^{ほんきょう}く^{ぎかい}って^{ほんきょう}いき^{ほんきょう}たい^{ほんきょう}と^{ほんきょう}考^{ほんきょう}えて^{ほんきょう}いる。本協議^{ほんきょう}会^{ほんきょう}も

^{こうかいせい}公開^も性^{ちいき}を持ち、^よ地域^{とりく}の^す良^あい^あ取^あ組^あみ^あを^あ吸^あい^あ上^あげ、^{はっしん}発信^{はっしん}して^{はっしん}い^{はっしん}っ^{はっしん}て^{はっしん}ほ^{はっしん}しい。

(^{すぎやま}杉山委員) ^{よう}養護^ご学校^{さべつ}で^{じゅぎょう}差別^{じゅぎょう}の^{じゅぎょう}授業^{じゅぎょう}を^{じゅぎょう}し^{じゅぎょう}て^{じゅぎょう}もら^{じゅぎょう}いた^{じゅぎょう}い^{じゅぎょう}たい。暴^{ぼうりよく}力^{ぼうげん}や^う暴^う言^うを^う受^うけた^う時^うは^う

^{たす}助け^{もと}を^{もと}求^{もと}め^{もと}ら^{もと}れる^{もと}が、^{さべつ}差別^{そうだん}は^わ相^わ談^わして^わい^わか^わ分^わら^わない。相^わ談^わ場^わ所^わも^わ分^わら^わない。

^{じゅぎょう}授業^いで^いこの^いよう^いな^いこ^いと^いを^い言^いわ^いれた^いら^い差^い別^いに^い該^い当^いす^いる^いとい^いう^いこ^いと^いや^い悩^いんだ^いと^いき^い

^{そうだん}の^{さき}相^{しめ}談^{しめ}先^{しめ}も^{しめ}示^{しめ}して^{しめ}もら^{しめ}いた^{しめ}い^{しめ}たい。

(^{しょうがい}障害^{ふくし}福祉^か課^{ちよう}長) ^{じゅぎょう}授業^{しゅつちよう}の^{しゅつちよう}出^{けんとう}張^{おこな}先^{おこな}につ^{おこな}いて^{おこな}は^{おこな}検^{おこな}討^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}っ^{おこな}て^{おこな}い^{おこな}く。

すなおか いいん べっし くほう しょう とくしゅうごう といあいさき でんわ ばんごう しがいきょくばん
(砂岡委員) 別紙6 おおた区報「障がい特集号」の問合先の電話番号は市外局番
の03をつけたほうがよいのではないか。

しょうがいふくし かちょう くほう きじゅん そ ひょうげん おも こうほうたんどう
(障害福祉課長) 区報の基準に沿った表現になっていると思われる。広報担当
と調整を行う。

4 事務連絡

しょうがいふくし かちょう しりょう もと せつめい
障害福祉課長が資料4-1、4-2に基づき説明

いしわたかいちょう ようこうかいせいおよ かいぎ ぜんたい とお しつもん いけん うかが
(石渡会長) 要綱改正及び会議全体を通して質問や意見があれば伺いたい。

みやた いいん さべつ かた さべつ かんかく はつげん
(宮田委員) 差別している方たちは、差別しているという感覚がないまま発言され
ている。地道な活動ではあるが、法律がある以上、一つずつご理解をいただき
たいと感じる。

ヘルプカードは自分を示すツールであるが、何を示しているかは、ご本人の自

じょどりょく ていど ひつよう かんが じぶん しょう しゅうい あき
助努力もある程度必要と考える。自分の障がいを周囲に明らかにしたくない

かた こま こま はっしん よ なか か しょうがいしゃ
方もいるが、困っていることを発信しやすい世の中に変えていくことも、障害者

さべつかいしょうほう やくわり かん
差別解消法の役割ではないかと感じた。

かわさき いいん とうきょうしんぶん せいしんしょう しゃ うんちんわりびき どうにゅう おく き
(川崎委員) 東京新聞に精神障がい者の運賃割引の導入が遅れているという記
事が掲載されていた。

せいしんしょう しょう いちづ しょうがいしゃ き ほんほう
精神障がい者が障がいとして位置付けられたのは、障害者基本法からであり、

ほか しょう おく いちづ ほか しょう どうよう せい
他の障がいよりも遅れての位置付けとなった。しかし、他の障がいと同様に制

ど りょう てつどうがいしゃ じきそ い かいけつ いた
度を利用していきたい。鉄道会社に直訴に行ったこともあるが解決には至って
いない。

せいしんしょう しゃ つういん しゃかいてき かつどう あ てつどう りよう きかい
精神障がい者が通院や社会的な活動をするに当たり、鉄道を利用する機会
はある。と えい ち か てつ うんちんわりびき おこな ほか てつどうがいしゃ おこな
都営地下鉄は運賃割引を行っているが、他の鉄道会社は行っていない
ところが多い。お お さ べつ せいしんしょう なん く べつ
差別ではないが、精神障がいは何となく区別されているよう
に感じる。かん いりようひ こうつうひとう せいど おく たいへん おも かた
医療費や交通費等、制度の遅れから大変な思いをしている方がいる
ことを知っていただきたい。

5 福祉部長挨拶

6 閉会